

市第 128 号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市南公会堂	東京都品川区西 五反田7丁目19 番1号	株式会社シグマコミュニケー ションズ 代表取締役 社 長 鈴木 利雄	平成27年4月1日か ら同年12月31日まで
横浜市磯子公会 堂	中区山下町1番 地	株式会社清光社 代表取締役 社 長 鈴木 良一	平成27年4月1日か ら平成32年3月31日 まで
横浜市都筑公会 堂	都筑区茅ヶ崎中 央6番1号	横浜都市みらい・新都市ライ フ共同事業体 代表者 株式会社横浜都市みらい 代表取締役 社 長 安達 哲郎	同

提 案 理 由

横浜市南公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

横浜都市みらい・新都市ライフ共同事業体の構成員

- 1 都筑区茅ヶ崎中央 6 番 1 号

株式会社横浜都市みらい

代表取締役社長 安 達 哲 郎

- 2 東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号

株式会社新都市ライフ

代表取締役社長 古 屋 雅 弘

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）